

資循第 1924 号
令和 3 年 1 月 29 日

大阪府環境審議会
会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



リサイクル製品の認定について（諮問）

大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年大阪府条例第 6 号）
第 12 条の規定に基づく別紙のリサイクル製品の認定について、
貴審議会の意見を求めます。

答申第160号
令和3年1月29日

大阪府知事
吉村 洋文 様

大阪府環境審議会
会長 辰巳砂 昌弘



リサイクル製品の認定について (答申)

令和3年1月29日付け資循第1924号で諮問のあった標記について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった別紙の136製品については、130製品を大阪府認定リサイクル製品として認定することが適当と認めます。

なお、6製品については、認定基準適合を判断するための根拠が不十分であることから、補足資料の提出を求め、継続審議とします。

「大阪府認定リサイクル製品」申請一覧<令和2年度申請(通算第32回)>

申請番号			製品番号	製品名	申請者	申請者の住所	分類番号	品目	使用されている循環資源の種類	なにわエコ良品ネクスト	現在の認定番号								
部会番号	再申請・新規	通し番号																	
32	再	1	1	サンドパワー	株式会社田中澄工業	八尾市南木の本	9	土木・建築用製品(埋戻材)	建設汚泥	-	172057								
			2	フローパワー							172058								
			3	アースパワー							172059								
	再	2	4	再生砕石RC-40(鉄鋼スラグ配合)	株式会社 嶋袋商店	大阪市西淀川区中島	9	土木・建築用製品(舗装材)	鉄鋼スラグ・コンクリート塊	-	171013								
			5	再生砕石RC-30(鉄鋼スラグ配合)							171014								
			6	再生粒度調整砕石RM-25(鉄鋼スラグ配合)							171015								
	再	3	7	改良土リサイクルソイル	株式会社よしひろ商店	堺市東区日置荘原寺町	9	土木・建築用製品(埋戻材)	建設汚泥	-	172052								
	再	4	8	パレット古材カフェテーブル(TRIVALシリーズ)	株式会社パレットハウスジャパン	東大阪市水走	7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品	木製廃パレット・建築足場古材	○	172071								
			9	パレット古材カフェテーブル(STANDARDシリーズ)							172072								
			10	足場古材ラウンドカフェテーブル							172073								
			11	足場古材カフェテーブル							172074								
			12	パレット古材カフェテーブル(看板)							172075								
			13	パレット古材ダイニングテーブル(STANDARDシリーズ)							172076								
			14	パレット古材ダイニングテーブル (SPECIALシリーズNAVAJO-I)							172077								
			15	パレット古材ダイニングテーブル (SPECIALシリーズNAVAJO-IV)							172078								
			16	パレット古材ダイニングテーブル(SPECIALシリーズUNION JACK)							172079								
			17	足場古材ダイニングテーブル(STANDARDシリーズ)							172080								
			18	壁材OLD PALLET WALL(STANDARD-NA)							172081								
			19	壁材OLD PALLET WALL(STANDARD-BR)							172082								
			20	壁材OLD PALLET WALL(STANDARD-DBR)							172083								
			21	壁材OLD ASHIBA WALL(CHECKER)							172084								
			22	壁材OLD ASHIBA WALL(STANDARD)							172085								
			23	壁材OLD ASHIBA WALL(BROCKS)							172086								
			24	パレット古材ベンチ(SPECIALシリーズUNION JACK)							172087								
			25	足場古材チェア(AGLA)							172088								
			26	足場古材ソファ(2P)							172089								
			27	足場古材ソファ(1P)							172090								
			28	足場古材スピーカー							172091								
			29	パレット古材パーテーション							172092								
			30	足場古材パーテーション(廃パレット風)							172093								
			31	特注足場古材ドア(観音開き)							172094								
			32	パレット古材ドア(片開き)(SPECIALシリーズUNION JACK)							172095								
			33	特注足場古材ドア(片開き、窓付き)							172096								
			34	パレット古材BOX(コンテナ風)							172097								
			35	足場古材シェルフ							172098								
			36	パレット古材TVボード							172099								
			37	足場古材TVボード							172100								
			38	パレット古材ミラー							172101								
			再	5							39	大阪マットS	コアラデグリーン株式会社	大阪市天王寺区勝山	7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品	間伐材	-	171038
											40	大阪マットS-K							171039
											41	大阪マットM							171040
											42	大阪マットM-K							171041

別紙

「大阪府認定リサイクル製品」申請一覧<令和2年度申請(通算第32回)>

申請番号			製品番号	製品名	申請者	申請者の住所	分類番号	品目	使用されている循環資源の種類	なにわエコ良品ネクスト	現在の認定番号
部会番号	再申請・新規	通し番号									
32	再	6	43	デスクマット	光洋ビニール	大阪市生野区小路東	8	プラスチック製品	軟質塩化ビニール	-	171030
			44	養生シート							171031
			45	養生マット(ピラ)							171032
			46	養生マット(ライン)							171033
			47	養生マット(ダイヤ)							171034
			48	養生マット(小ピラ)							171035
			49	養生マット(平マットツヤ)							171036
	50	養生マット(平マットサンド)	171037								
	再	7	51	再生路盤材	アサヒコーポレーション株式会社	大阪市港区弁天	9	土木・建築用製品(舗装材)	廃棄物砂・コンクリート塊	-	172070
	再	8	52	開運砂(カワラ・いろいろ・9mm)	北川組	八尾市上之島町北	9	土木・建築用製品(埋戻材)	レンガくず・カワラクず	-	182033
			53	開運砂(カワラ・黒・9mm)							182034
			54	開運砂(レンガ・9mm)							182935
			55	開運砂(カワラ・いろいろ・20mm)							182033
			56	開運砂(カワラ・黒・20mm)							182034
			57	開運砂(レンガ・20mm)							182935
	新		58	開運砂(カワラ・いろいろ・40mm)							-
			59	開運砂(カワラ・黒・40mm)							-
			60	開運砂(レンガ・40mm)							
	再	9	61	【無地】学校給食用PET樹脂製食器(ボール・大)	株式会社おぎそ	岐阜県土岐市駄知町	12	その他(エコマーク商品)	廃ペットボトル	-	172060
			62	【無地】学校給食用PET樹脂製食器(ボール・中)							172061
			63	【無地】学校給食用PET樹脂製食器(ボール・小)							172062
			64	【無地】学校給食用PET樹脂製食器(皿)							172063
			65	【花】学校給食用PET樹脂製食器(ボール)							172064
			66	【花】学校給食用PET樹脂製食器(皿・大)							172065
			67	【花】学校給食用PET樹脂製食器(皿・中)							172066
			68	【花】学校給食用PET樹脂製食器(皿・小)							172067
			69	学校給食用PET樹脂製食器(プレート)							172068
	再	10	70	学校給食用強化磁器食器(ボール)	株式会社おぎそ	岐阜県土岐市駄知町	12	その他(エコマーク商品)	廃食器	○	172008
			71	学校給食用強化磁器食器(浅鉢)							172009
			72	学校給食用強化磁器食器(深皿・中深鉢)							172010
			73	学校給食用強化磁器食器(深鉢)							172011
			74	学校給食用強化磁器食器(浅皿)							172012
75			学校給食用強化磁器食器(皿)	172013							
76			学校給食用強化磁器食器(深小皿)	172014							
77			学校給食用強化磁器食器(グラタン皿)	172015							
78			学校給食用強化磁器食器(スタック皿)	172016							
79			学校給食用強化磁器食器(丸小鉢)	172017							
80			学校給食用強化磁器食器(カップ)	172018							
81			病院用強化磁器食器(茶碗・丼)	172019							
82			病院用強化磁器食器(蓋物・むし碗)	172020							
83			病院用強化磁器食器(小鉢・松花堂小鉢)	172021							
84			病院用強化磁器食器(皿)	172022							
85			病院用強化磁器食器(湯呑)	172023							

「大阪府認定リサイクル製品」申請一覧<令和2年度申請(通算第32回)>

申請番号			製品番号	製品名	申請者	申請者の住所	分類番号	品目	使用されている循環資源の種類	なにわエコ良品ネクスト	現在の認定番号	
都庁番号	再申請・新規	通し番号										
32	再	11	86	アラクコレクション	荒木産業株式会社	大東市新田北町	4	タイルブロック	鉄鋼スラグ・溶融スラグ・がれき類	-	171001	
			87	ラピス							171002	
			88	ピオス							171004	
			89	コントラス							171005	
			90	テクト							171006	
			91	シーブル							171007	
			92	透水性シーブル							171008	
			93	古都路							171009	
			94	透水性古都路							171010	
			95	クラリス							171011	
	96	透水性クラリス	171012									
	再	12	100	97	のび～るファイル<エスヤード>(AE-50F)	セキセイ株式会社	大阪市阿倍野区松崎町	6	文具・事務用品	古紙パルプ・新聞紙・雑誌	-	172028
				98	のび～るファイル<エスヤード>(AE-51F)							172026
				99	のび～るファイル<エスヤード>(AE-61F)							172027
				100	のび～るファイル<エスヤード>PP貼り(AE-50FP)							172025
				101	とじ込み表紙(H-41)							172031
				102	とじ込み表紙(H-42)							172024
				103	用箋挟(Y-55)							172029
				104	用箋挟(Y-56)							172030
	再	13	105	ガラスサンド	有限会社徳山産業	高槻市北大樋町	9	土木・建築用製品(埋戻材)	ガラスくず	-	171017	
	再	14	109	106	マグネットパーカーパー(モデルA)	株式会社カラーループ	京都府京都市左京区山端町田町	2	工業用繊維製品	故繊維・カーペット系製造工程廃材	-	172102
				107	ルーラー(モデルA)							172103
				108	フラワーポット(モデルA)							172104
				109	ボタン(モデルA)							172105
	再	15	112	110	ニュージオマール(土木資材用フェルト)	丸竹コーポレーション株式会社	泉南市樽井	8	プラスチック製品	再生PETポリエステル(SP)ファイバー	-	172049
				111	ニューベルマール(毛布)						○	172050
				112	ルフネンベルマール(毛布)						○	172051
	再	16	113	ボトルリサイクルプレート透明	笠井産業株式会社	八尾市南木の木	8	プラスチック製品	再生PET樹脂	-	172069	
	再	17	117	114	サンノ・エコベイパース	株式会社三野商店	吹田市南高浜町	4	タイルブロック	鉄鋼スラグ・溶融スラグ・がれき類	-	172053
				115	サンノ・エコベイパース P							172054
				116	サンノ・エコベイパース H							172055
				117	サンノ・エコベイパース GS							172056
再	18	129	118	ST-2(インターロッキングブロック)	太陽エコブロック株式会社	大阪市福島区吉野	4	タイルブロック	鉄鋼スラグ	-	172032	
			119	キャレ(舗装用平板)							172033	
			120	ST-2透水性タイプ(透水性インターロッキングブロック)							172034	
			121	キャレ透水性タイプ(透水性舗装用平板)							172035	
			122	ST-2保水性タイプ(保水性インターロッキングブロック)							172036	
			123	キャレ保水性タイプ(保水性舗装用平板)							172037	
			124	ST-2 BT(インターロッキングブロック)※							172038	
			125	キャレ BT(舗装用平板)※							172039	
			126	ST-2 BT透水性タイプ(透水性インターロッキングブロック)※							172040	
			127	キャレ BT透水性タイプ(透水性舗装用平板)※							172041	
			128	ST-2 BT保水性タイプ(保水性インターロッキングブロック)※							172042	
			129	キャレ BT保水性タイプ(保水性舗装用平板)※							172043	
			130	グラス36.5%(植生用ブロック)							172044	
			131	ジオグリーン65%(植生用ブロック)							172045	
再	19	133	132	再生細骨材	株式会社京星	枚方市大字尊延寺	9	土木・建築用製品(骨材)	コンクリート塊	-	171028	
			133	再生粗骨材							171029	

「大阪府認定リサイクル製品」申請一覧<令和2年度申請(通算第32回)>

申請番号			製品番号	製品名	申請者	申請者の住所	分類番号	品目	使用されている循環資源の種類	なにわエコ良品ネクスト	現在の認定番号
都会番号	再申請・新規	通し番号									
32	新	20	134	開運砂(再生粗骨材)	北川組	八尾市上之島町北	9	土木・建築用製品(骨材)	コンクリート塊	-	-
	新	21	135	ポリアース	大阪ベントナイト事業協同組合	大阪市住之江区平林南	9	土木・建築用製品(埋戻材)	建設汚泥	-	-
	新	22	136	ECOROCA(DK-2020)アシストコンポジットデッキ	エア・ウォーター・エコロッカ株式会社	長野県長野市若穂保科	12	その他(エコマーク商品)	廃プラスチック・廃木材・食品系無機廃棄物	-	-

※ 認定基準適合を判断するための根拠が不十分であることから、補足資料の提出を求め、継続審議とする。

大阪府リサイクル製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定申請 条例第12条に規定する申請をいう。
- 二 認定リサイクル製品 条例第13条に規定する認定リサイクル製品をいう。
- 三 認定証 第4条第4項の規定により交付する大阪府認定リサイクル製品認定証をいう。
- 四 認定証交付者 認定証の交付を受けた者をいう。

(申請の募集)

第3条 府は、認定申請の募集を年1回行うものとする。

(認定申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 別表第1に掲げる分類番号及び品目名
- 三 製品名
- 四 製品の主な仕様
- 五 製造加工場所の名称及び所在地
- 六 府内の主な販売拠点の名称及び所在地
- 七 販売の方法等
- 八 製品の原材料の状況
- 九 品質保証に関する規格等への適合状況
- 十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
- 十一 製品の品質・安全性への配慮
- 十二 環境法令等の遵守状況
- 十三 製品の使用済品の回収状況及びリサイクルの状況

- 十四 年間生産量及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量
- 十五 販売価格又は標準小売価格
- 十六 販売開始日又は販売開始予定日
- 十七 その他参考事項

2 認定申請には、当該製品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。

- 一 申請者の事業概要を示す書類
- 二 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 三 当該製品の製造加工工程図
- 四 当該製品の説明書等
- 五 第6条第1項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類
- 六 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 七 再申請の場合にあっては、既に交付された認定証の写し
- 八 その他審査に必要な書類又は図面

3 認定申請をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 当該製品を自ら製造又は販売する者
- 二 当該製品の製造又は販売の拠点を府内に有する者

4 知事は、第1項の申請が第5条及び第6条第1項の規定に適合すると認めるときは、当該製品を認定リサイクル製品として認定し、様式第2号による認定証を交付するものとする。

(認定対象製品)

第5条 認定の対象となる製品は、別表第1に定める品目のうち、次の各号のいずれにも該当する製品とする。

- 一 府内で販売されている製品であること又は申請日から6か月以内において府内で販売されることが確実な製品であること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
 - イ 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造される製品であること。
 - ロ 日本国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造される製品であること。
- 三 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造される製品であること。

四 申請日又は申請日から6か月以内において製造が可能な製品であること。

(認定の基準及び区分)

第6条 認定の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する認定の基準に適合する製品(次項に規定する製品を除く)を、第1区分とする。

3 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であつて、当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品を、第2区分とする。

(変更等の届出)

第7条 認定証交付者は、第4条第1項第一号及び第三号の事項に変更があつたとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあつた日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第4条第1項第一号の事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。

2 認定証交付者は、第4条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から30日以内に様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第1項第五号に掲げる事項に変更があつたときは第4条第2項第二号に掲げる図面を、第4条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、第4条第2項第五号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第4条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。

3 認定証交付者は、第4条第1項第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。

4 認定証交付者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 認定証交付者は、認定を受けた製品の全部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第1項、第3項及び第4項の届出があったときは、認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。

(認定リサイクル製品に係る表示)

第8条 第6条第2項に基づき第1区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示
- 二 知事が別に定める認定マークの表示

2 第6条第3項に基づき第2区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品ネクスト」の文字の表示
- 二 知事が別に定める認定マークの表示

(誤認表示の禁止)

第9条 認定リサイクル製品以外の製品については、前条各項に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(認定の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、認定の効力は失効するものとする。

- 一 認定を受けた日から3年を経過したとき。
- 二 第4条第3項、第5条及び第6条第1項の規定に適合しなくなったとき。
- 三 既に認定を受けた製品が新たに認定証の交付を受けたとき。

2 認定証交付者は、前項第二号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができるものとする。

- 一 第7条第1項から第5項又は前項の規定による届出をしなかったとき。

二 認定リサイクル製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。

4 認定の効力が失効した製品については、第8条各項に規定する表示を行ってはならない。

(認定証交付者の責務)

第11条 認定証交付者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

2 認定証交付者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。

3 認定証交付者は、毎年6月30日までに、様式第5号により、製品の前年度の販売実績等を知事に報告しなければならない。

(環境審議会への諮問)

第12条 知事は、第4条第4項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かななければならない。

(所掌)

第13条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
- 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
- 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定

(経過措置)

2 平成28年3月31日に現に別表1分類番号3にて認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年2月28日までは、次の各号に掲げる規定を適用しない。

- 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
- 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
- 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定

3 改正前要領の別表1分類番号3にて認定する製品は、改正後要領の第6条第2項に規定する第1区分に区分する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日に現に認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までは、第3条の規定にかかわらず、年2回、認定申請の募集を行うものとする。

- 3 前項の規定により実施された募集にて認定申請され、第4条第4項に基づき認定を受けた製品であって、認定を受けた日が平成28年10月1日、平成29年10月1日及び平成30年10月1日である製品については、第10条第1項第1号の規定にかかわらず、認定を受けた日から3年5月を経過したとき認定の効力は失効するものとする。
- 4 前項の規定により認定を受けた製品については、第11条第2項に基づき実施する試験及び検査の結果を3年5月間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年3月31日に現に認定されている製品については、既に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日に現に認定されている製品については、既に交付されている認定証の認定の有効期間の間は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

別表第1 認定対象品目 (第5条関係)

分類番号	品目	製品例	
1	衣服	制服、事務服、作業服、衛生衣、スポーツ着、外衣、下着、寝衣、和服、くつ下・パンティストッキング・タイツ・足袋、帽子・手袋等	
2	工業用繊維製品	ベルト、重布類、袋、包装布、結束材、ファスナ、油吸着材、畳資材、ホース類、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材等	
3	衛生用紙	ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ちり紙	
4	タイルブロック	セラミックタイル、普通れんが、陶管、建築用セラミックメーソリーユニット、プレキャスト無筋コンクリート製品、建築用コンクリートブロック、ガラスブロック(中空)、インターロッキングブロック等	
5	木材などを使用したボード	パーティクルボード、繊維板等	
6	文具・事務用品	ペン類(鉛筆を含む)、ノート、ファイル、事務用封筒(紙製)、包装紙、包装袋、粘着テープ(布粘着)等	
7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品	屋外用品(土木建築用品、エクステリア)、屋内用品(内装材、構造用材等)、生活・文化用品(玩具、楽器、スポーツ用具等)、梱包用材、木炭(竹炭も含む)、活性炭(調湿材、水質浄化材等を含む)、土壌改良資材等	
8	プラスチック製品	装身具・身辺細貨品	衣類・繊維以外の装身具(ブレスレット、アクセサリ等)、ライター等
		玩具・遊具・スポーツ用品・道具	おもちゃ、スポーツ用具、工具、遊具(釣具等)、楽器、娯楽装置等
		記録メディア等	フィルム、CD-ROM、MDカセット等
		包装用品	シート等
		屋内設備・設置用品	屋内設備、掲示板、ボード、置物、マット等
		農業・漁業・林業用品	養殖用の漁具、農業・林業用シート等
		屋外設備・設置用品	屋外設備、掲示板、ボード、表示板、置物等
		その他の製品	上記以外

分類 番号	品 目		製 品 例
9	土木・建築用製品	舗装材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等
		埋戻材	埋戻材
		ボード	木質系セメント板、パルプセメント板、スラグせっこう板、石膏ボード等
		左官材料	既調合軽量セメントモルタル、カラーセメント、かき落としリシン材、既調合プラスター類、セルフレベルリング材等
		塗装材	建築用仕上塗材、仕上塗材用下地調整塗材、一般用さび止めペイント等
		ルーフィング材	アスファルトルーフィングフェルト、合成高分子系ルーフィングシート、網状アスファルトルーフィング、改質アスファルトルーフィングシート、ストレッチアスファルトルーフィングフェルト、あなあきアスファルトルーフィングフェルト、透湿防水シート、住宅開口部等に使用する防水シート
		セメント	ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント
		骨材	熔融スラグ骨材、スラグ骨材、再生骨材、軽量骨材
10	ガラス製品	板ガラス	フロート板ガラス及び磨き板ガラス、型板ガラス、網入り板ガラス及び線入り板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス、鏡材、倍強度ガラス、複層ガラス等
		ガラス長繊維	ガラス糸、ガラスロービング、ガラスチョップストランドマット、ガラスクロス、処理ガラスクロス、ガラスロービングクロス、チョップストランド、処理ガラステープ等
11	家具		いす、机、棚、収納用什器、ホワイトボード等
12	その他	上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準がある製品

別表第2 認定の基準（第6条第1項関係）

項目	認定の基準
環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の定める特別管理（一般・産業）廃棄物を利用していないこと。 イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第三に掲げる土壤溶出量基準及び別表第四に掲げる土壤含有量基準に適合していること。 ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。 エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。 オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。
規格等	次のいずれかの基準に適合していること。 ・日本産業規格 ・日本農林規格 ・大阪府土木工事共通仕様書 ・エコマーク商品認定基準 ・その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたもの。
その他	品目ごとに付表(2)に定める率の循環資源を使用していること。

- (備考) 1 循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。
 2 建設発生土等を利用した埋め戻し材については、認定対象外とする。
 3 認定基準等への適合性の判定に用いる循環資源が、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材である再生舗装材(再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等)については、認定対象外とする。

付表(1) 環境等への配慮について

分類番号	品目	基準
9	土木・建築用製品	廃石膏を用いた土壤固化材（地盤改良材、吸水材等を含む。）その他これに類するものについては、汚泥等を最終処分場（地中にある空間を利用する処分の方法により行っているものを除く。）まで運搬するための固化材など一般環境中に拡散しないように用途を限定して販売するものに限る。

付表(2) その他について

分類 番号	品目		循環資源の配合率（重量割合）
1	衣服		付表(3)
2	工業用繊維製品		付表(4)
3	衛生用紙		古紙パルプ 100%
4	タイルブロック		付表(5)
5	木材などを利用したボード		(木質部の原料) 再・未利用木材および廃植物繊維 100%
6	文具・事務用品		付表(6)
7	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品		(木質部の原料) 再・未利用木材および廃植物繊維 100%
8	プラスチック製品		50%以上 ※ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に、廃棄された材料または製品)を使用する場合は25%以上とする。 ※第2区分の製品の場合は、ポストコンシューマ材を20%以上使用していること。
9	土木・建築用製品	舗装材	50%以上
		埋戻材	70%以上
		ボード	木質系セメント板：再・未利用木材、廃植物繊維 25%以上 パルプセメント板：古紙パルプ 10%以上 スラグせっこう板：スラグ、廃石膏 50%以上 石膏ボード：廃石膏 50%以上 その他（エコセメント、スラグ、再生プラスチック等）：50%以上
		左官材料	50%以上
		塗装材	合成樹脂溶剤系塗料のうち合成樹脂調合ペイント、フタル酸樹脂エナメル、建築用塗料のうち建築用下地調整塗材および粉体塗料は、再生材料(PET樹脂、ガラス、溶剤等)を使用していること。

分類 番号	品目		循環資源の配合率（重量割合）
		ルーフィング材	
	セメント		製品1トンの製造に使用する原料(燃料および混合材料を含む)のうち、循環資源の合計が0.4トン以上であること。なお、汚泥、スラッジ等の水分を含んだ循環資源は、入荷時の量で判断する。 エコセメントは、製品1トンにつき都市ごみ焼却灰等の循環資源を乾燥量で0.5トン以上使用していること。
	骨材		再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕して製造した粗骨材の配合率が製品量全体の100%以上であること。 溶融スラグ骨材については、一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物が製品量全体の100%であること。 スラグ骨材については、それぞれ高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグが製品量全体の100%であること。 ガラス骨材については、ガラスカレットが製品量全体の100%であること。 軽量骨材については、ガラスカレット、石炭灰、無機汚泥（アルミナ、シリカ）焼却灰、下水汚泥焼却灰の合計量が製品量全体の60%であること。ただし、再生材料にガラスカレットのみを用いる場合は、ガラスカレットが製品全体容積の60容積%以上であることも可とする。
10	ガラス製品	板ガラス	ガラスカレット 10%以上
		ガラス長繊維	ガラスカレット 10%以上
11	家具		紙材：古紙パルプ70%以上 木材：再・未利用木材30%以上 プラスチック：ポストコンシューマ材10%、プレコンシューマ材15%以上
12	その他	上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率

(備考) 土木・建築用製品については以下のとおりとする。

- (1) 金属材料、段ボール及び鉱業・採石廃土類（採石・窯業廃土、微少珪砂等）は、再生材料として扱わない。
- (2) 「コンクリート塊」については、製品の使用用途が骨材であるもの以外は、再生材料として扱わない。

付表(3) 「衣服」に係る循環資源の基準配合率（重量割合）

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上	未利用原料が 10%以上。	
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが 50%以上。
25%以上		繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上。	
その他のリサイクル繊維	50%以上		

付表(4) 「工業用繊維製品」に係る循環資源の基準配合率（重量割合）

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	70%以上	未利用原料が 70%以上。	
リサイクル繊維	反毛繊維	70%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが 50%以上。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが 50%以上。
25%以上		繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上。	
その他のリサイクル繊維	50%以上		

付表(5) 「タイルブロック」に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合率

再生材料の原料となる 廃棄物等の分類区分と名称		再生材料としての 認定に必要な前処理		循環資源合計の 基準配合率 ¹ (重量%)			
分類区分	主たる再生材料の名称	常温成形品	焼成品 ・ 溶融品	常温 成形品	焼成品・ 溶融品		
産業 廃棄物類	鉱業・採石 廃棄物類	・ 採石および窯業廃土 ・ 珪砂水簸時の微小珪砂 (キラ)		60%以上	50%以上 ²		
	金属工業 廃棄物類	・ 鉄鋼スラグ ・ 鋳物砂 ・ 陶磁器屑 ・ 銅スラグ ・ フェロニッケルスラグ ・ 電気炉スラグ					
	その他の 産業型 廃棄物類	・ 石炭灰 ・ 廃プラスチック ・ 貝殻 ・ がれき類(汚泥含まず) ・ 廃ゴム ・ ガラスカレット					
		・ 建設汚泥	焼却灰化、 溶融スラグ化	前処理に よらず対象	50%以上	40%以上	
焼却 灰・ 汚泥類	焼却灰類	・ 都市ごみ焼却灰 ・ 産業廃棄物焼却灰		溶融スラグ化			
	産業発生 汚泥類	・ 製紙スラッジ ・ アルミスラッジ ・ メッキスラッジ ・ 研磨スラッジ		焼却灰化、溶 融スラグ化	前処理に よらず対象	60%以上	50%以上
	生活・ 自然発生 汚泥類	下水道汚泥		焼却灰化、溶融スラグ化		50%以上	40%以上
上水道汚泥 湖沼等の底泥		焼却灰化、溶 融スラグ化	前処理に よらず対象				

(備考) 1 再生材料が複数種で、本表の基準配合率区分をまたがる製品は、比例配合で基準配合率を算出する。

例 陶磁器くず A% (基準配合率 50%)

下水道汚泥 B% (基準配合率 40%)

この場合基準配合率は $A/50\% + B/40\% \geq 1$ を満たすこと。

2 「ガラスブロック(中空)」については、原料とする再生材料をガラスカレットのみとし、基準配合率は 100%(重量%)とする。

付表(6) 「文具・事務用品」に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合
(重量割合)

品目	主要材料中の再生材料の基準配合率	製品量から除くもの
ペン類(鉛筆を含む)	70% ¹	芯、インク、消しゴム
ファイル	70% ¹	
ノート	70%	クロス
インデックス、付箋紙	70% ¹	粘着剤、剥離紙
事務用封筒(紙製)	40%	粘着剤(封緘用のり)、剥離紙
印類(スタンプ台、朱肉、ゴム印等)	70% ¹	インク
はさみ、カッターナイフ	70% ¹	金属部分
のり(液状、澱粉のり、固形) (補充用を含む)	70% ¹	のり
包装紙	40%以上	
包装袋	30%以上	粘着剤(封緘用のり)、剥離紙
梱包用バンド	100%(紙)、25%(プラスチック)	
粘着テープ(布粘着)	テープ基材 40%以上	ラミネート層
	巻芯 100%	外面紙・内面紙
その他	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率	

(備考) 1 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、再生材料の基準配合率はポストコンシューマ材料 60%以上とする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

大阪府認定リサイクル製品認定申請書

大阪府知事 様

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 別表第1に掲げる分類番号 及び品目名	分類番号	品目名
2 製 品 名		
3 製品の主な 仕様	型 番	
	大きさ・重量等	
	用 途	
	特 徴	
4 製造加工場所	名 称	
	所 在 地	
5 大阪府内の 主な販売拠点	名 称	
	所 在 地	
6 販売方法等	販売場所及び 販 売 方 法	
	製品等に関する 問い合わせ先	

7 製品の 原材料の 状況	循環資源	名 称								
		発生場所								
		使用量 (配合率)								
	循環資源以外	名 称								
		使用量 (配合率)								
8 品質保証に関する規格等の適合状況										
9 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく許認可等										
10 製造の 品質・ 安全性へ の配慮	特別管理廃棄物の 使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
	土壌汚染有害物質が 含有される 可能性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等							
	品質管理の状況									
	強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等							
11 環境法令等の遵守状況										
12 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況		<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済みを製造者が自ら回収し、回収した使用済みが素材としてリサイクルされる <input type="checkbox"/> 上記以外(使用済品は回収しない、できない等)								
13 年間生産量・販売(予定)量										
14 販売価格(標準小売価格)										
15 販売開始(予定)日										
16 その他参考事項										
17 申込番号(コンビニ納付のみ)		C								
備考		1 品質保証に関する規格等とは、日本産業規格(JIS規格)、日本農林規格(JAS規格)、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。 2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。 3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。								

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

- 1 当該製品のサンプル及び写真
- 2 申請者の事業概要を示す書類(会社案内、パンフレット等)
- 3 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 4 当該製品の製造加工工程図(製造フロー)
- 5 当該製品の説明書等
- 6 大阪府リサイクル製品認定要領第6条第1項の基準に適合していることを証する書類(JIS規格等への適合確認証明、原材料ごとの成分含有試験の結果書等)
- 7 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 8 再申請の場合は、既に交付された大阪府認定リサイクル製品認定証の写し
- 9 手数料の納付確認書
- 10 その他審査に必要な書類又は図面

様式第2号(第4条関係)

大阪府認定リサイクル製品 認定証

住所(所在地)

氏名 様
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

年 月 日

大阪府知事 印

品 目 名	
認定番号・製品名	
認定の区分	
認定の有効期間	
認定証の書換えの履歴	

様式第3号 (第7条関係)

大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

印

大阪府リサイクル製品認定要領第7条 第1項 第2項 第3項 第4項 の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名		
認定年月日		
変更等の年月日		
変更等の項目	該当の有無	<input type="checkbox"/> 認定を受けた製品うちの一部廃止
		<input type="checkbox"/> 再生品の認定を受けた者の地位を承継
		<input type="checkbox"/> 氏名(名称)の変更
		<input type="checkbox"/> 住所(所在地)の変更
		<input type="checkbox"/> 代表者の変更
		<input type="checkbox"/> 製品名の変更
		<input type="checkbox"/> 製品の主な仕様(大きさ、重量等に限る。)
		<input type="checkbox"/> 製造加工場所の名称又は所在地の変更
		<input type="checkbox"/> 府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更
		<input type="checkbox"/> 販売の方法等(製品等に関する問合せ先に限る。)
		<input type="checkbox"/> 製品の原材料の状況
		<input type="checkbox"/> 品質保証に関する規格等の適合状況
		<input type="checkbox"/> 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
		<input type="checkbox"/> 製品の品質・安全性への配慮
<input type="checkbox"/> 環境法令等の遵守状況		
<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況		
変更等の内容	(変更前)	(変更後)
備考	1 変更等の該当するものを塗りつぶし、当該項目の変更内容(変更前と変更後等)を記載すること。 2 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。	

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第4号(第7条、第10条関係)

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領 第7条第5項 の規定により、次のとおり届け出ます。
第10条第2項

認定番号、製品名	
認定年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。	

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第5号(第11条関係)

大阪府認定リサイクル製品実績等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

報告者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第11条第3項の規定により、次のとおり報告します。

認定番号、製品名		
認定年月日		
実績集計期間		
生産量 ^{※備考2}	(単位:)	
販売量	(単位:)	〔うち、大阪府に所在する購入者〕 (単位:)
販売額 ^{※備考3}	(単位: 千円)	〔うち、大阪府に所在する購入者〕 (単位: 千円)
備考 1 この報告書の提出部数は、正本一部とする。 2 報告者が販売者の場合は、生産量は把握している場合のみ記入する。 3 販売額は税抜額を記入する。 4 大阪府に所在する購入者あてで販売した数量及び販売した額は、把握している場合のみ記入する。		

(日本産業規格A列4番)